

山科の未来を語る懇談会(仮称)

市民委員を募集します！

京都市では、京都の未来を見据え、更なる経済の活性化、人口減少社会の克服など、京都の発展に向けてまちづくりを進めていくためには、本市が所有する土地だけでなく、国や府が所有する土地の活用を視野に入れて取り組むことが重要であると考え、国有地等について、将来のまちづくりに資する有効活用を実現しようと取組を進めています。

この度、本市では、「京都刑務所*敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略(仮称)」を策定するため、学識経験者や市民等で構成する「山科の未来を語る懇談会(仮称)」を設置します。ついては、本懇談会の市民委員を、下記のとおり募集します。

※ 京都刑務所は、昭和2年に、当時はまだのどかな田園風景が広がる現在地に移転されましたが、その後90年以上が経過する中で、周辺の宅地化が進むとともに、地下鉄東西線や京都高速道路が開通し、交通利便性が飛躍的に高まるなど、周辺環境は大きな変貌を遂げました。

現在、市内の都市部で約10ヘクタール(3万2千坪)という広大な土地を確保することは極めて難しく、京都市では、この土地の活用が山科区の魅力あるまちづくりはもとより、京都全体の発展にも大きく寄与するものと考えており、これまでから、国に対して刑務所の移転をはじめとした有効活用を要望しています。

【募集人数】 1名

【募集期間】 平成30年6月29日(金)～7月13日(金) <必着>

【任期】 委嘱の日からその日の属する年度の末日まで

【応募・問合せ先】

〒604-8571 (住所記載不要)

京都市総合企画局プロジェクト推進室(プロジェクト推進第一担当)

TEL 075-222-3984 FAX 075-213-0443

E-mail project@city.kyoto.lg.jp

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000239585.html>

市民による自治120年



京都市総合企画局プロジェクト推進室

平成30年6月発行

京都市印刷物 第304308号

1 募集委員数と任期

1名（任期：委嘱の日（平成30年7月予定）からその日の属する年度の末日まで）

2 応募資格

応募時点において次の条件をすべて満たす方

- (1) 市内に居住又は通勤，通学する方
- (2) 国，地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (3) 満18歳以上の方
- (4) 本市の他の2つ以上の附属機関等に公募委員として在籍していない方

3 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ，次の4の内容をテーマとした作文（400字以上600字以内）とともに，郵送，ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

電子メールで応募していただく場合，様式は問いませんが，応募用紙で定めた必要事項及び作文の内容を記載してください。

4 応募の際に必要な作文のテーマ

未来の山科について

「私が住みたい未来の山科」，「子や孫に残したい未来の山科」「子育て世代が魅力を感じて定住したくなる山科」「高齢者が生き生きと暮らせる山科」など，皆様が思い描く未来の山科について自由に作文してください。

5 募集期間

平成30年6月29日（金）～7月13日（金）【必着】

6 選考方法

応募用紙に記載いただいた応募動機や，作文の内容をもとに選考を行います。選考の結果は，7月中旬に応募者全員に通知します。

7 委員の仕事

山科の未来を語る懇談会（仮称）※に出席し，京都刑務所敷地の活用を核とする，未来の山科のまちづくりについて，議論していただきます。

※ 任期中に3回程度開催する予定です（土，日，祝日に開催する場合があります）。

※ 第1回懇談会は，8月開催予定です。

8 謝礼

委員会への出席に対し，謝礼として日額10,000円（税抜）をお支払いします。

山科の未来を語る懇談会(仮称) 市民委員 応募用紙

ふりがな			性別
氏名			男性・女性
生年月日	(西暦) 年 月 日	年齢 (応募時点)	歳
住所等	〒 —		
	(市外在住の方は、通勤・通学先を記入してください。) 〒 —		
連絡先の電話番号	(自宅/携帯) () —	職業	
応募動機			

※記載された個人情報は委員募集の目的以外に使用しません。

記入に当たっての注意事項

- ① 日本語の楷書、横書きで作成してください。
- ② 1人1通とします。それを超える場合はすべて無効となります。
- ③ 応募動機は、本委員会に関心を持たれた理由や、これまでの御自身の経験等を本委員会での議論にどのようにいかせるか等について、自由に御記入ください。
- ④ 作文は400字以上600字以内をお願いします。
- ⑤ 郵送及びファクシミリで応募される場合は、裏面原稿用紙にも御記入ください。電子メールの場合は、様式は問いませんが、上記の必要事項と作文を記入して送付してください。
- ⑥ 応募用紙は返却しませんので、御了承ください。

